

(別表 2)

補助対象事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
「交通 DX・GX による地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組みの実証運行事業	国庫補助金要綱附則第 5 条に定める補助対象経費	1 / 4 以内	「補助対象経費から国庫補助金要綱附則第 6 条に定める補助金等の額を差し引いた額の 2 分の 1 以内の金額」又は「国庫補助金額の額の 2 分の 1 以内の金額」のいずれか小さい額 (上限 5,000 千円) ※ 1 事業者あたり補助対象事業区分毎に、1 回限り
公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化			
人材確保			
「交通・観光連携型事業（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）補助対象メニュー別紙」の【モード種別】における乗合バス関係（高速バスを除く）と鉄軌道関係として実施する実証運行事業	国庫補助金交付規程「交通・観光連携型事業」補助対象メニュー詳細別紙に定める補助対象経費		「補助対象経費から国庫補助金交付規程「交通・観光連携型事業」補助対象メニュー詳細別紙に定める補助金等の額を差し引いた額の 2 分の 1 以内の金額」又は「国庫補助金額の額の 2 分の 1 以内の金額」のいずれか小さい額 (上限 5,000 千円) ※ 1 事業者あたり補助対象事業区分毎に、1 回限り

高速バス：道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行であって、同規則第 10 条第 1 項第 1 号ロの運賃を適用するもの。